

# 大田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

島 根 県

## 目 次

1. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
1) 区域区分の決定の有無	5
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要用途の配置方針	6
② 土地利用の方針	7
③ 用途地域を指定していない地域の土地利用方針	9
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	11
① 交通施設	11
② 下水道及び河川	14
③ その他の都市施設	15
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	16
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	16
② 市街地整備の目標	16
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	17
a 基本方針	17
b 主要な緑地の配置の方針	18
c 実現のための具体的な都市計画制度の方針	18

- 参考附図
- 1) 都市構造図
  - 2) 土地利用方針
  - 3) 交通体系の整備方針
  - 4) 自然環境の整備又は保全の方針

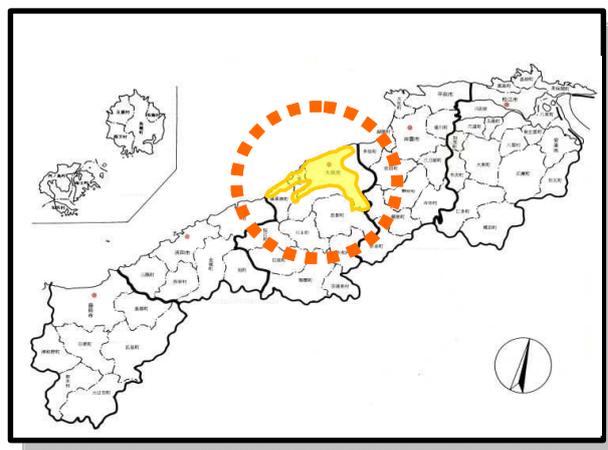
## 大田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 (島根県決定)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

### 1. 都市計画の目標

大田都市計画区域は、島根県のほぼ中央に位置し、面積約 239k m<sup>2</sup>、人口約 3 万 5 千人を擁する都市計画区域である。

出雲地域と石見地域の文化の中継点として発祥し、石見銀山を中心に発展してきた本区域は、県下各地へアクセスしやすい位置にあることから、県央の中心都市としての役割を果たしている。



#### 1) 都市づくりの基本理念

大田都市計画区域は県央地域の中心都市として第 1 次産業を中心として発展してきた。

また、国立公園に指定されている「三瓶山」、中山間地域に広がる農山漁村の風景など豊かで貴重な自然があるほか、世界遺産に登録されている「石見銀山遺跡」をはじめとする優れた歴史、伝統文化などが数多く受け継がれている。しかし、本区域も周辺地域と同様に人口は減少傾向にあるため、「連携・交流」を強化し、一体となった都市を形成するとともに「だれもが住みよい」まちとなるよう、都市機能の集約化や安全で円滑な交通の確保を図り、多くの人々が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを目指す。

また、魅力ある地域資源を最大限活用し、県央地域の中心都市としての機能を果たすため、良好な居住環境と文化的環境が整った都市の形成を目指す。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

#### ○ 魅力・活力・一体感のある新しい都市づくり

県央都市・大田市の玄関口としてコンパクトな中心市街地形成を図るとともに、市内各地域においては、地域資源を活用した個性ある地域づくりを行い、元気で魅力ある都市を目指す。

また、広域圏における産業、経済、文化などの振興や日常生活圏における住民生活の向上を図るため、「山陰道」を基軸とした広域交通網の確立、公共交通機関等の拡充を図るとともに、情報通信基盤の整備を推進し、県央地域の中心都市として、人・物・情報の交流都市を目指す。

#### ○ 安全・安心・快適で誰もが住みよい都市づくり

島根県中央部の中心都市として公園や公共施設、下水道などの都市機能の充実や景観に配慮した魅力ある市街地・住宅地の形成により、快適で誰もが住みやすいまちを実現する。また、子供から高齢者まで安全・安心に生活できるよう、地震や水害などの自然災害に強い地域づくりを行い、安全で快適な都市を目指す。

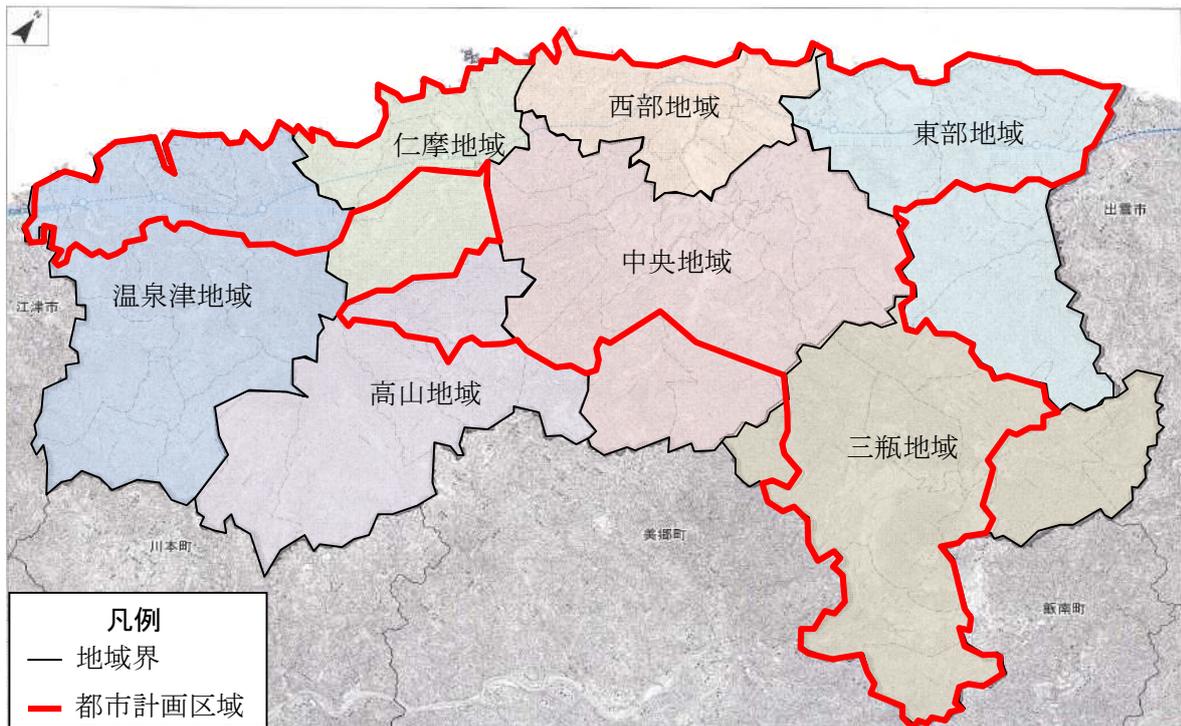
○ 自然・歴史・文化を育み継承する都市づくり

歴史的な町並みなどの歴史・文化資源、日本海沿岸などの自然景観、瓦産業などの地域の伝統産業や伝統芸能などは、地域固有の資源として保全・活用し、市民の誇りとして継承する都市を目指す。

2) 地域毎の市街地像

地域	将来の市街地像
東部地域	<p>沿岸部の大田海岸や漁業集落地、内陸部の山林など豊かな自然環境を有している。</p> <p>また、国道9号沿道には久手等の集積した優良農地や波根地区工業団地が配置されている。</p> <p>今後は、沿岸部においては海水浴場等の観光レクリエーション機能を充実させ、海岸や農地と調和した安全で快適な居住環境を形成する。</p> <p>また、密集した住宅地の計画的な改善と生活基盤の整備を図る。</p> <p>山陰道インターチェンジ予定地（朝山、久手）については計画的な土地利用による周辺の住環境の維持に努める。</p>
西部地域	<p>沿岸部の大田海岸や漁業集落地、山林など豊かな自然環境を有している。</p> <p>また、静間川周辺には連担した優良農地が広がっているが、近年は大規模小売店舗の立地等により本区域の商業機能の一部を担う地域でもある。</p> <p>今後は、沿岸部の観光レクリエーション機能の充実や漁業集落地における周辺自然環境と調和した良好な居住環境の形成を図るとともに、国道9号沿道及びその背後地については都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図りながら既存農地の保全や適切な市街地の形成を図る。</p> <p>また、海岸部の自然環境は日本海の自然景観資源として保全する。</p> <p>山陰道インターチェンジ予定地（静間）については計画的な土地利用による周辺の住環境の維持に努める。</p>
中央地域	<p>居住・商業業務・行政機能等都市機能の中心を担ってきた地区であるが、近年は郊外部への大型商業施設の立地や居住人口の減少により活力が低下してきている。</p> <p>今後、県央の中核都市として、駅周辺の都市基盤整備の充実により、魅力ある中心市街地の形成を図り、都市機能の再生・強化を目指すとともに、安全で安心できる良好な居住環境の整備・保全を図る。</p> <p>また、幹線道路沿道及び周辺においては、無秩序な市街化や農用地との混在化を抑制しつつ、沿道地区の土地の有効利用と機能集積を図るため、生活利便施設の誘導など都市的な土地利用を推進する。</p> <p>市街地周辺及び静間川沿川については優良農地等の保全を図りながら、適切な土地利用を進める。</p>
高山地域	<p>世界遺産に登録されている石見銀山遺跡を有しており、その周辺には歴史的・文化的な建物・資源を多数有する中山間集落地を形成している。</p> <p>今後、石見銀山遺跡を核に景観形成を主体とした地域づくりを行い、自然景観の保全と集落の生活環境を維持するための取り組みを推進する。</p> <p>また、畜産や水田等農業の振興を図りながら、豊かな自然環境と共生したまちづくりを進める。</p>
三瓶地域	<p>国立公園に指定されている三瓶山をはじめ、周辺地域の中でも特に恵まれた自然環境・景観を有する地域である。</p> <p>今後、三瓶山の貴重な生態系の保護に配慮した自然環境の保全を図り、観光やスポーツ・レクリエーションなど、特性を活かした地域づくりを行う。</p> <p>また、三瓶山周辺や静間川、三瓶川上流部は畜産や水田等農業の振興が図られている地域であり、今後も農業の振興を図る。</p>
仁摩地域	<p>仁万駅周辺においては、官公庁、商業、観光等の主要な施設が集積していることから、本地域の生活拠点としての計画的な土地利用と生活基盤の整備を図る。</p> <p>また、海岸の自然景観の保全とともに自然環境と調和した安全で快適な居住環境を形成する。</p> <p>山陰道インターチェンジ予定地（仁摩）については計画的な土地利用による周辺の住環境の維持に努める。</p>

<p>温泉津地域</p>	<p>石見銀山遺跡に関する文化財や温泉街、港町の歴史を伝える建築物が点在しており、周囲の環境と一体をなして歴史的なまちなみを形成している。これらを本地域の観光拠点として位置付け、歴史的なまちなみの保存、修復及び整備による観光産業の振興を図る。</p> <p>また、観光拠点に対応した環境整備と生活拠点としての快適な居住環境を形成する。</p> <p>山陰道インターチェンジ予定地（湯里、温泉津、福光）については計画的な土地利用の誘導による周辺の住環境の維持に努める。</p>
--------------	---



## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域において「市街化圧力」、「不良街区の形成防止」、「良好な市街地形成」、「産業基盤の確保」、「都市基盤施設整備」、「区域区分に関連した要望と地域が望むまちづくり」、「用途地域が定まっていない区域の土地利用」、「営農条件の確保」、「緑地の確保」のそれぞれの観点から区域区分の必要性について検証・評価を行った。

その結果、今後無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境・農地等を保全しながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断する。

このため、広域的、総合的に検討した結果、区域区分を定めないとした。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置方針（東部・西部・中央地域）

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地商業業務地、流通業務地、工業地等の各配置方針について以下のとおり定める。

用途	地区名等	配置の方針
住宅地	中心市街地周辺部	商業業務地周辺については、効率的な土地利用を図りつつ、住宅地としての土地利用を主体とする一般住宅地として配置する。
	市街地周辺の丘陵地	比較的良好な低層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、周辺環境に配慮した低中層住宅地として配置する。
商業業務地	JR 大田市駅周辺	JR 大田市駅周辺の既成市街地は商業業務施設が集積しており、現在土地区画整理事業や街路の整備により都市機能の再生・強化を図りつつある。今後、魅力ある中心市街地を形成し、本地域の商業業務機能の中心を担うため、中心商業地として配置する。
	国道 9 号沿道	一般国道 9 号は、本区域における主要幹線道路として交通量も多く、自動車関連施設等沿道利用型の商業施設が多数立地している。 今後もこれらの機能を維持するため、背後の住環境、営農環境等に配慮しつつ、商業・業務機能を促進する沿道型商業地として配置する。
	JR 久手駅前及び幹線道路沿道	市街地内幹線道路の後背地には、住宅地が形成されており、これら住宅地の日常生活を支える近隣商業地として配置する。
工業地	国道 9 号北側工業施設 大田市工業団地	既に産業基盤の整備が行われ、工業地としての土地利用が図られており、今後も工業生産活動を維持しつつ、周辺の市街地環境と調和のとれた工業地の形成を図る地区として配置する。

② 土地利用の方針

a 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地区名等	方 針
国道 9 号沿道	現在、工業系用途に指定されている国道 9 号沿道については、商業・業務施設の集積が進んでおり、今後も、沿道型商業地として、商業系土地利用の需要が考えられるとともに、周辺地域も含めた商業機能の拡充が期待されるため、今後の土地利用動向等勘案し、周辺環境に配慮した商業系用途への用途転換を検討する。
大田市駅周辺	大田市駅周辺は工業・商業・住居系施設が混在しており、現在土地区画整理事業等により計画的な市街地形成が図られつつある。今後は、周辺の住環境への配慮を前提として、用途の複合化・転換による適正な土地利用を進める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方 針
長久、大田（三瓶川西側）地区等の住宅団地	良好な低層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、環境と共生したゆとりある住宅地の形成に努める。
久手駅周辺既成市街地	住宅が密集している地区については、居住環境を改善するため、公園・道路等の基盤整備を行うことにより、良好な市街地環境の形成を図る。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

地区名等	方 針
三瓶川周辺緑地	周辺の都市環境と調和した親水空間を確保するとともに、自然環境の保全を図る。
市街地内寺社林及び周辺緑地	市街地内に点在する寺社林とその周辺の緑地は、都市の良好な風致の維持の観点から保全を図る。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

地区名等	方 針
波根、長久、久手地区及び静間川、三瓶川沿いの農地	本地区には大規模優良農地が多く存在し、良好な営農環境が確保されているため、今後も良好な営農環境を保全し、他用途の土地利用との混在化を防止するため、土地利用制度の適切な運用による優良農地の保全を図る。

e 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地区名等	方 針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法第 39 条 (災害危険区域)</li> <li>・ 地すべり等防止法第 3 条 (地すべり防止区域)</li> <li>・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条 (急傾斜地崩壊危険区域)</li> <li>・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第 6 条 (土砂災害警戒区域)、 第 8 条 (土砂災害特別警戒区域)</li> </ul>	<p>災害防止の観点から、原則的に市街化の抑制を図る。</p>

f 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

地区名等	方 針
<p>長久地区</p>	<p>近年、大規模小売店舗等沿道型商業施設の立地が進んだため、商業機能を維持しながら、周辺の住宅地等の都市環境、営農環境の保全を図る必要がある。このため、用途地域や地区計画等の指定を検討し、計画的な土地利用を行う。</p>

③ 用途地域を指定していない地域の土地利用方針（三瓶・高山・仁摩・温泉津地域）

現在、三瓶・高山・仁摩・温泉津地域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

地区名等	土 地 利 用 の 方 針
三瓶山及び石見銀山遺跡周辺山間地 (三瓶地域) (高山地域)	優れた自然の風景を有する大山隠岐国立公園（三瓶山地域）を中心とする周辺の区域及び石見銀山遺跡をはじめとする南西部一帯における良好な樹林地、寺社、文化財・遺跡等については、都市計画法の地域地区の指定や他法令（自然公園法、文化財保護法等）による適正な土地利用により市街化を抑制し、現在の自然環境を保全する。
既成市街地部 (温泉津地域)	住宅、商業の各施設が混在して立地しているため、土地利用の純化を図り、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。また、歴史的なまちなみが形成されている地区については、その環境の維持・保全を図る。
市街地周辺部 (仁摩地域)	優良な農地を形成している地区について、これらの農地の保全を図るほか、その他営農意欲が高い地区等の農地の保全を図る。また、日本海沿岸、山林によって形成される優れた自然景観の維持、保全に努める。
日ノ本、高浜、立平浜地区 (仁摩地域)	比較的良好な低中層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、自然環境と共生した住宅地として配置する。
松山地区 (温泉津地域)	比較的良好な低層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、自然環境と共生した住宅地として配置する。また、やきものの里を中心に伝統的な温泉津焼が製作されており、魅力ある観光地として、周辺観光施設との連携を深め、観光振興の推進を図る。
国道9号、 ⑨仁摩邑南線沿線 (仁摩地域)	本区域の中核として、既に商業、観光、サービス施設等が集積していることから、本区域の中心的な商業業務地を配置する。中心市街地の立地の優位性を生かし、個性的で魅力ある商業地の計画的な誘導・育成等を推進し、中心市街地の活性化を図る。
幹線道路沿線 (仁摩地域)	工業地として土地利用が確立しているため、工業地としての環境の維持・保全を図る。
幹線道路沿線 (温泉津地域)	本区域の中核として、既に商業、観光施設等が立地していることから、本区域の中心的な商業業務地を配置し、歴史的まちなみや景観に配慮した商業地の計画的な誘導・育成等を推進し、中心市街地の活性化を図る。
山陰道インターチェンジ予定地 (東部地域) (西部地域) (仁摩地域) (温泉津地域)	インターチェンジが予定されている地域周辺の交通節点は、宅地化需要の増加が予想されるため特定用途制限地域指定等の検討を行い、計画的な土地利用コントロールを行う。

<p>災害防止の観点から必要な市街化の抑制を図る地区</p>	<p>建築基準法第 39 条（災害防止区域）、地すべり等防止法第 3 条（地すべり防止区域）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 6 条（土砂災害警戒区域）、第 8 条（土砂災害特別警戒区域）に指定される地区については、原則的に市街化の抑制を図る。</p>
--------------------------------	---

※㊦は主要地方道とする。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本都市計画区域は、島根県の中央部に位置するため、出雲圏と石見圏の結節点としての役割を担うとともに、県下各地へアクセスしやすい位置にある。また、恵まれた自然や歴史的資源を数多く有するなど、県央の中心都市として、また、観光拠点都市としての役割を担っている。

現在は「山陰道」の建設が進められており、広域的な交流を通じて地域の発展に果たす役割が大きい高速交通道路網の整備により、県央の中心都市として相応しい広域交流都市圏を確立する必要がある。このため、効率的な交通網の確立のための各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう次の方針のもとに、総合的に交通体系の整備を図る。

##### ○ 広域交通体系の確立

都市間連携の強化を図るため、山陰道の整備を推進する。また、県内の東西都市を結ぶ国道9号、山陰と山陽を結ぶ国道375号については、地域間交流の促進や観光ネットワークを形成するため、広域幹線軸として強化する。

##### ○ 都市幹線道路網の確立

山陰道や国道からなる広域交通体系を補完し、都市内の各拠点を連携する都市幹線道路網の形成を図る。

##### ○ 市街地内幹線道路網の確立

市街地中心部及びその周辺においては、駅前広場等交通施設整備を行うとともに、土地区画整理事業等による計画的な市街地内道路網の整備を図り、活力と魅力あふれる都市空間を形成する。

また、市街地周辺部の住宅市街地において、中心部とのアクセスを確保し、快適な住環境を提供するため、市街地内の幹線道路網の形成を図る。

##### ○ 歩行者用ネットワークの確立

安全・快適な歩行者・自転車ルートネットワーク化を進め、バリアフリーに配慮した観光・レクリエーションルート、散策ルートの形成を図る。

##### ○ 文化遺産、豊かな自然環境との連携

本区域に点在する公益的施設や三瓶山、石見銀山、大田海岸をはじめとする観光・レクリエーション拠点とが有機的に連携するアクセス道路の整備を図るとともに、住民や観光客へ快適な回遊空間を提供するための整備を目指す。

##### ○ 公共交通の整備

交通機関の円滑な乗り継ぎ強化、利便性の向上を図るため、JR大田市駅等の交通結節点機能強化及び鉄道・バス等の運行の確保、利用促進に努める。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
道路	平成 22 年度末現在で、用途地域内における幹線道路網が約 3.3 km/km <sup>2</sup> の整備水準で整備されているが、概ね 20 年後には、3.6 km/km <sup>2</sup> 程度になることを目標として整備を進める。 また、山陰道については早期の全線供用を目指す。 ※整備水準＝幹線道路改良済（概成含）延長（km）/用途地域面積（km <sup>2</sup> ）

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種類	配置の方針
自動車専用道路	○広域交通体系を確立する路線 ・本区域と周辺都市を広域的に結ぶ「仁摩温泉津道路」、「出雲仁摩道路」、「福光浅利道路」（仮称）を配置する。
幹線道路	〈東部地域、西部地域、中央地域、高山地域、三瓶地域、〉 ○広域交通体系を確立する路線 国道 9 号、国道 375 号を配置する。 ○都市幹線道路網を確立する路線 「㊦大田佐田線」、「㊦三瓶山公園線」、「㊦大田桜江線」を配置する。 ○市街地内幹線道路網を確立する路線 南北軸として「㊦栄町高禅寺線」、「㊦柳ヶ坪綿田線」、「㊦大田停車場線」 「㊦川北吉永線」を配置し、これらを東西に連絡する路線として「㊦山崎城山線」、「㊦天神中島線」、「㊦大正西線」等を配置する。 ○文化遺産、豊かな自然環境との連携に資する路線 「㊦三瓶山公園線」、「㊦大田桜江線」、「㊦波根久手線」、「㊦静間久手停車場線」等を配置する。 〈仁摩地域〉 ○国道 9 号を配置し東西の骨格軸を形成する。 ○国道 9 号に接続し、周辺市町及び地域内の各地区を結ぶ道路を配置し、本地域の骨格となる幹線道路網を形成する。 ○骨格となる幹線道路網を補完し、日常生活の基盤となる道路を配置する。 〈温泉津地域〉 ○国道 9 号を配置し東西の骨格軸を形成する。 ○国道 9 号に接続し、地域内の各地区を結ぶ道路を配置し、本地域の骨格となる幹線道路網を形成する。 ○骨格となる幹線道路網を補完し、日常生活の基盤となる道路を配置する。

イ 鉄道

種類	配置の方針
JR 山陰本線	現在、運行されている JR 西日本山陰本線を主要な公共交通機関と位置づけ、区域内及び広域的な地域連携を促進するために配置する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備又は着手することを予定している主要な施設は次のとおりである。

主要な施設	路線名等	
	自動車専用道路	幹線道路
道 路	出雲仁摩道路	㊦朝山インター線
	仁摩温泉津道路	㊦栄町高禅寺線
	福光浅利道路（仮称）	㊦大正西線
		㊦大田桜江線
		㊦静間久手停車場線
		㊦和江港大田市停車場線
		㊦久利静間線

※ 福光浅利道路（仮称）については、都市計画決定に向け手続き中。

※ ㊦は都市計画道路、㊦は主要地方道、㊦一般県道

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備方針

##### i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では、農業集落排水等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。

また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

##### ii 河川

本区域には、多くの中小河川が流下しており、これまでの河川改修により治水安全度の向上が図られてきた。

未整備の区間は、必要に応じて河川改修を行い、整備済みの区間は、既存の河川堤防や護岸等の管理施設を良好な状態に保つことにより、洪水による被害の防止に努める。

また、近年の市街化の進展による土地利用の変化や、頻発するゲリラ豪雨などにより、形態が変化しつつある洪水に対しては、雨量や河川水位のリアルタイムな情報提供を行うなど、多様な減災の対応に取り組んでいく。

河川環境の保全にあたっては、川と人とのふれあいの機能の確保や、河川の自然形態の維持に努める。

利水については、水利使用者との調整を図りながら水資源の有効かつ適正な利用に努める。

#### イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	大田市の平成22年度末現在の下水道普及率(処理人口/行政人口)は28.2%であり、平成30年度末の下水道普及率を約58%とする。
河川	中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

### b 主要な施設の配置の方針

下水道の排水区域は概ね市街地内及び周辺の集落・産業施設等を含む区域へ配置する。

### c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備することを予定している施設は次のとおりである。

主要な施設	整備概要等
下水道	整備水準の目標に掲げた下水道普及率を達成するため公共下水道の整備や、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽の整備を推進する。

### ③ その他の都市施設

#### a 基本方針

本区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街地、人口等の状況に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。特に住民が衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう、ごみ・汚物処理施設の機能強化を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

大田市駅周辺は、居住・商業業務・行政機能等都市機能の中心を担ってきた地区である。このため、これまでに市街地の三瓶川沿いにおいて土地区画整理事業が行われており、都市基盤整備の充実、居住環境の向上が図られつつある。

近年は郊外部への大型商業施設の立地や中心部の居住人口の減少により、都市の活力が低下してきている。このため、魅力ある中心市街地を形成するとともに、駅前広場整備による交通結節点機能の強化や都市機能の拡充を図るため、現在、地域住民と検討中である東側地区の土地区画整理事業や街路を中心とした計画的市街地整備を行い、居住人口の確保、商業の活性化等を図っていくものとする。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に整備することを予定している主要な事業は次のとおり。

事業名等	地区名称等
区画整理事業	大田市駅周辺東側地区

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

##### ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、北は日本海に面し、「硅化木」や「掛戸の松島」など情緒的、神秘的な風景を有している。特に南部は優良な自然環境を有しており、国立公園に指定されている「三瓶山」や世界遺産に登録されている「石見銀山遺跡」など、本区域を代表する観光拠点となっている。

現在、少子・高齢化、高度情報化、国際化等の急速な進展や生活スタイルの個性化・多様化に伴う都市の緑や自然環境とのふれあい、都市防災問題、都市環境問題等とも関連して、都市内部における緑の重要性が高まっている。今後、高速化された鉄道や建設中である山陰道などの広域高速交通網が充実することで、県央地域の拠点都市としての大きな飛躍が予測される。

そのため、適切な配置計画をたて、総合的な緑の保全と創出を図っていかなければならない。特に、三瓶山周辺、石見銀山遺跡周辺においては、人為的に破壊することなく観光、リゾート地として活用を図っていくとともに、本区域の自然、文化、伝統を後世に伝えつつ明るい都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい街並みの保全という4つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものである。

##### イ 緑地の確保水準

##### i 緑地の確保目標水準

平成 42 年における 緑地確保目標量	将来市街地面積に対する割合 A	都市計画区域面積に対する割合 B
	概ね 51.7ha 約 11%	概ね 2,749.7ha 約 11%

A = (将来用途地域内の緑地確保目標量) / (将来用途地域面積)

B = (緑地の確保目標量) / (都市計画区域面積)

##### ii 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

年 次	現 況 (平成 22 年)	目標年次 (平成 42 年)
都市計画区域内 人口 1 人当たりの 整備目標水準	約 45 m <sup>2</sup> /人	約 53 m <sup>2</sup> /人

※ 都市公園等の施設として整備すべき緑地とは都市公園及び公共施設緑地とする。

b 主要な緑地の配置の方針

本区域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に配慮し、併せて文化性、歴史性を織り込んだ落ち着いた街づくりを進めるため、以下の方針により、緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。

配置計画	概要
環境保全系統の配置	都市公園内の緑化を推進し、都市環境の改善を図る。
	本区域を貫流する銀山川、静間川、三瓶川を水と緑のネットワーク軸として河川環境・生態系の保全を図る。
	市街地の後背地に広がる樹林地及び海浜部について、動植物の生息・生育地の確保、都市環境の維持のため、緑地として保全を図る。
	街路樹などの沿道緑化の推進を図る。
レクリエーション系統の配置	住民の休養、休息、運動、自然や文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持、増進、文化活動等に資する場として大田市民公園、仁摩健康公園の整備を図る。
	石見銀山公園や櫛島公園は周辺の自然環境と調和した公園の整備を図る。
防災系統の配置	土砂流出やがけくずれ、地すべりの恐れがある市街地周辺部の緑地の保全を図る。
	地震時、火災時の避難地及び防災活動の拠点として大規模公園・緑地等を位置づける。また、地域防災計画の一次避難地との連携を図るため、避難路としての幹線道路や河川等を利用した緑道の整備を図る。
景観構成系統の配置	三瓶山などの山なみを遠景として眺望景観を確保する。
	日本海沿岸の景勝地は景観緑地として保全を図る。
	市街地周辺部に存在する、緑豊かによって形成される優れた田園景観の維持、保全に努める。

c 実現のための具体的な都市計画制度の方針

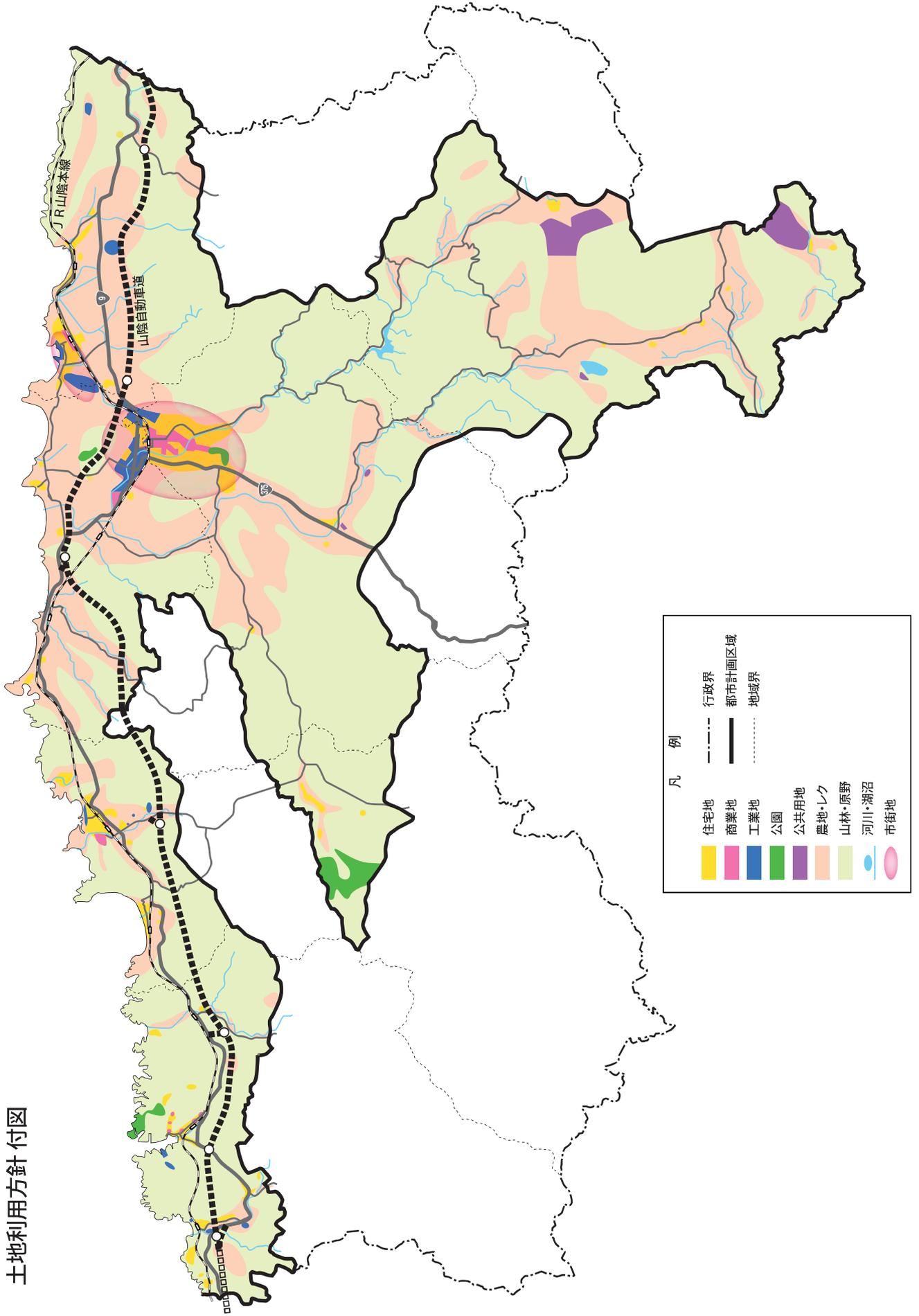
住区基幹公園、都市基幹公園、緩衝緑地等は都市計画公園として積極的に整備に努める。

市街地開発事業の施行にあたっては、公園、緑地、広場等を都市施設として一体的に整備する。

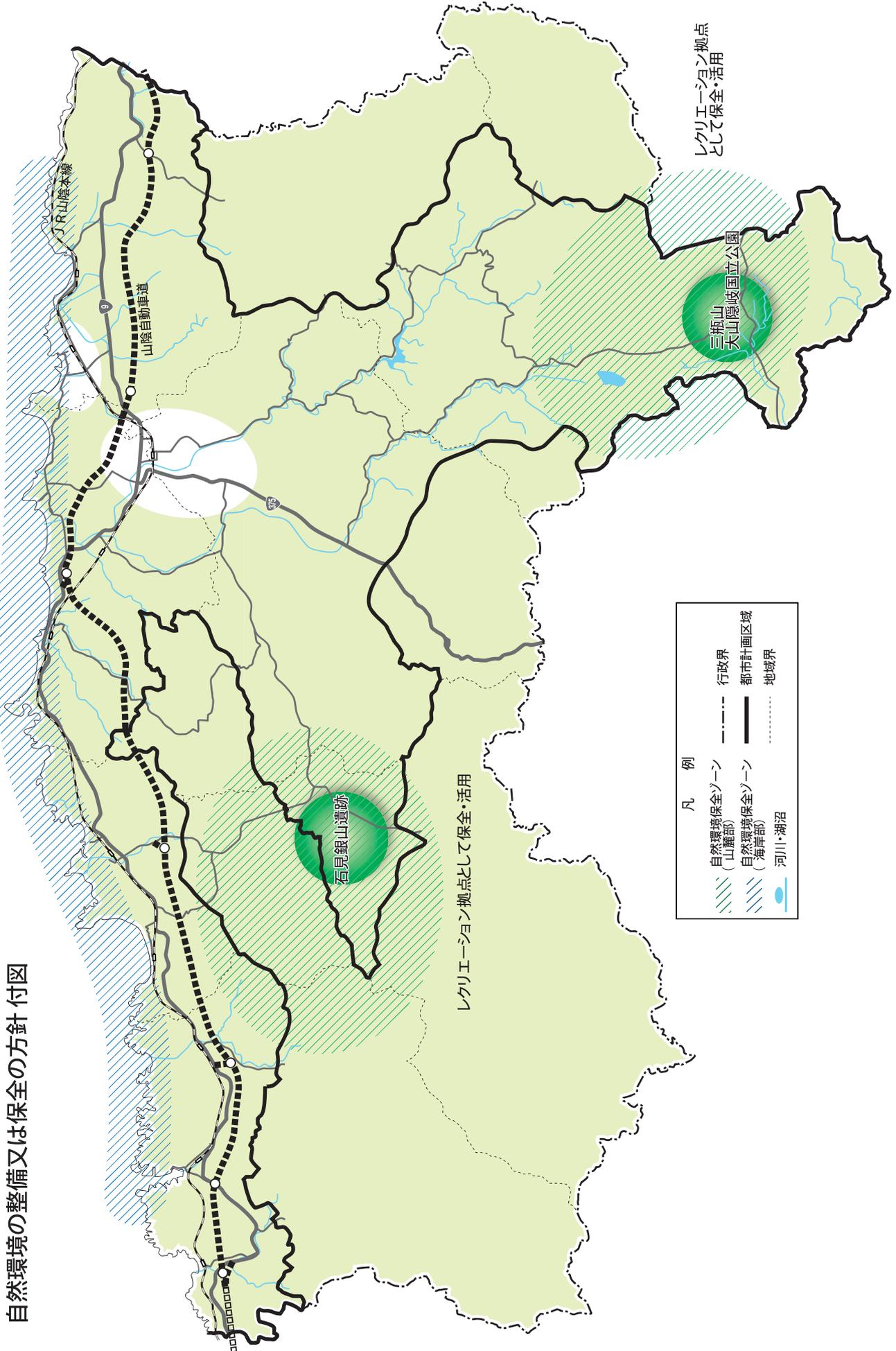
良好な樹林地や水辺地と一体となって特に良好な住環境を形成している区域については風致地区や特別緑地保全地区の指定を図るなど保全、整備に努める。



土地利用方針付図







日本海  
レクリエーション拠点として保全・活用

自然環境の整備又は保全の方針付図

レクリエーション拠点として保全・活用

レクリエーション拠点  
として保全・活用

凡 例

	自然環境保全ゾーン (山麓部)		行政界
	自然環境保全ゾーン (海岸部)		都市計画区域
	河川・湖沼		地域界